前 金	部 分 払
有	_

令 和 7 年 度水 整 第 2 号

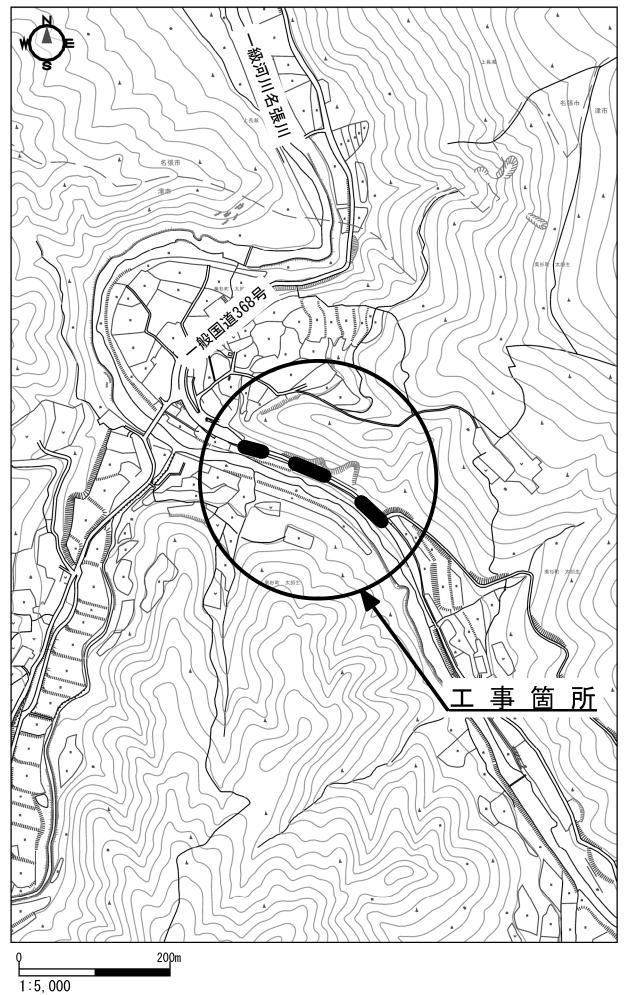
# 道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事設計書

工事仕様は特記以外は三重県公共工事共通仕様書及び工事監督員の指示による。

津市上下水道事業局水 道 整 備 課

令和7年度	水整 第2号	工	事	設	計	書	
施工場所	津市 美杉町太郎生 地内	1	次	長			
旭工勿刀	作用 天沙門从即王 地r;		課	長			
工事名	道路整備事業に伴う美杉町	丁太郎生地	検算	章 者			
<b>上</b>	内配水管移設工事		調整担	当主幹			
設 計 額			担当	主幹			
<u>ых пі тія</u>	(うち消費税等相当額 ¥	)	担当副	削主幹			
工 期	契約締結日から起算して7	6日間	設言	十者			
	款 資本的支出						
支出科目	款 資本的支出 項 建設改良費						
ZETT I	目 建設改良費						
	工事	の		大	要		

- 2 仕切弁設置工 φ 50mm 1 箇所
- 3 不断水仕切弁設置工 φ150mm 1 箇所



T	管路埋戻     購入土         m3     10
---	--------------------------------

# 世

工事名   今和7年度水整第2号	<b>5.水整第2</b> 号		当初	■	(分   水道丁事	
道路整備	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	<b>歩</b> 二		工事区分		indt
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数	摘要
	4t積_BH山積0.28m3	33		40		
管布設工		Ħ		~		
吊込み据付(機械力)	150	E		61.2		
G×形継手	150 直管			1		
G×形線手	150 異形管	П		37		
Gメ形総手	150 G-Link	а		12		
鋳鉄管切断(エンジンカッター)	150	П		17		
鋳鉄管切断・溝切り加工(S 形・NS形・GX形)	150	П		20		

# 世

工事名 令和7年	令和7年度水整第2号		計	事業区分	(分   水道工事		
	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	上事		工事区分	[分   建設改良工事	Infr	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数	摘要	
二四口軒手線×g・ S・SN	150	П		20			
フランジ継手	75	п		-			
小口径管ねじ込み接合工	50	П		3			
据付工	PP 50	E		1.3			
工 圭 郷	PP 50	П		4			
据付工	VP 50	Œ		4			
T S 継手工	90	П		O			
ポリエチレンスリーブ被覆工	150	E		61.2			

# 世世

<u>+</u>		摘要								
	×分 建設改良工事	数量増減								
事業区分	工事区分	今回数量	66.5	66.5	-	Q	-	16	-	5.5
当初		単位前回数量	E	E	팩	圄	窗所	п	粒	ε
令和7年度水整第2号	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	規格			20	細	150			掘削深2.0m以下
工事名。今和7年度	道路整備	工事区分・工種・種別・細別	管明示シート工	<b>管明示テープ</b> エ	仕切弁・バタフライ弁設置・人力(総型・構型)	仕切弁プロック設置工	不断水仕切弁取付穿孔工	既設管撤去切断	仮設工	軽量鋼矢板たて込み工(機械施工)

# 世世

		摘要								
		数量増減								
事業区分	工事区分	今回数量	5. 5	5.5	-	-	-	-	-	1
当初		前回数量								
	設工事	単位	E	ε	铝	電	福	福	電	壯
令和7年度水整第2号	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	規格	掘削深2.0m以下		2.0m	腹起し	水圧式パイプサポート	水圧ポンプ		
工事名 令和7年	道路整備	工事区分・工種・種別・細別	軽量鋼矢板引抜工(両側分)	支保工(軽量金属製)	軽量鋼矢板賃料	支保材賃料	支保材賃料	支保材賃料	本管撤去工事	<b>管路土工</b>

# 世世

工事名   令和 7 年度	令和 7 年度水整第 2 号		計	事業区分		
	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	十二		工事区分		Infi
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数	摘要
		m3		20		
管路埋戾	再生クラッシャーランRC-40	33		10		
発生土運搬	4t積_BH山積0.28m3	Ę		20		
管布設工		Ħ		-		
既設管撤去切断	DC 150	п		17		
撤去管吊上げ積込み	DC 150	E		54.9		
現場発生品及び支給品運搬	鋳鉄管	回		-		
直接工事費		Ħ		-		

工事名   今和 7 年度水整第 2 号   当初   事業区分   水道工事   当初   国路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事   工事区分   共通仮設費   大通仮設費   大通の設置   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	工事区分・工種・種別・細別 規格 単位 前回数量 今回数量 数量増減 摘要 対象 はいっぱん おおい おおい はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしんしんしんしん はんしんしんしん はんしんしんしん はんしん はんしん	共通仮設費 1	<b>運搬費</b>	<b>仮設材等の運搬費</b>	仮設材等の積込み取卸し費 式 1	事業損失防止施設費 式 1	試掘工 1	技術管理費 式 1
--	--	---------	------------	-----------------	------------------	---------------	-------	-----------

会和7年度水整第2号     当初     事業区分     水道工事       道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事     工事区分     共通仮設費		<b>1</b> 4	()	式 1	0.03	计	1	式	式 1
工事名   令和 7 年	工事区分・工種・種別・細別	マーカー反応検査費(探知機賃料)	材料検査費(チェッカー賃料)	<b>土質等試験費</b>	通水試験工	共通仮設費(率計上)	純工事費	現場管理費	工事原価

		摘要							
		数							
事業区分	工事区分	今回数量	<b>~</b>	-	-	-	-		
当初		前回数量							
	公工事	単位	栺	岩	壮	栺	壮		
令和7年度水整第2号	道路整備事業に伴う美杉町太郎生地内配水管移設工事	規格							
工事名 令和 7 年度		工事区分・工種・種別・細別		スクラップ評価額	工事価格	消費税相当額	工事費計		

### 試 掘 工 試掘工⑥ 種 1.00 m I = 100 m 1.00 m W= W= 100 m 数量 単位 0.70 m 数量 単位 H= H= 0.70 m 舗装切断 舗装版掘削積込 舗装切断 0.00 m 0.00 m 0.00 舗装版掘削積込 0.00 m2 m2 As殼処分 機械掘削 人力掘削 機械埋戻(砂) 0.00 m3 0.00 m3 As殼処分 機械掘削 1.00 1.00 1.00 0.40 0.40 1 00 0.40 0.40 m3 m3 × × 人力掘削 機械埋戻(砂 1.00 1.00 0.30 1.00 0.30 m3 × 1.00 × 0.30 0.30 m3 1.00 X 0.30 0.30 1.00 × m3 1.00 × 1.00 × 0.30 0.30 m3 機械埋戻(砕石 0.40 0.40 m3 0.40 0.40 m3 機械埋戻(砕石) 1.00 1.00 × 1.00 × 1.00 × 発生土運搬 舗装仮復旧 発生土運搬 舗装仮復旧 1.00 1 00 0.70 1 00 1.00 0.70 m3 X 0.70 m3 × 0.70 仮復旧厚t= 仮復旧厚t= 0.00 m2 cm 0.00 m2 cm 試掘工② 試掘工⑦ 種 種 工 L= 1.00 m 1.00 m 1 = W= 1.00 m W= 1.00 m 数量 単位 数量 単位 0.70 m H= H= 0.70 m 舗装切断 0.00 m 舗装切断 0.00 m 舗装版掘削積込 As殼処分 舗装版掘削積込 0.00 m2 0.00 m2 As殼処分 0.00 0.00 m3 m3 機械掘削 機械掘削 1.00 1.00 0.40 1.00 1.00 0.40 0.40 × 0.40 m3 m3 人力掘削 機械埋戻(砂) 人力掘削 機械埋戻(砂) 1.00 × 1.00 0.30 m3 1.00 × 1.00 × 0.30 m3 0.30 0.30 1.00 0.30 0.30 1.00 0.30 0.30 m3 1.00 1.00 m3 機械埋戻(砕石) 1.00 機械埋戻(砕石) 1.00 1.00 0.40 0.40 0.40 m3 0.40 m3 1.00 発生土運搬 舗装仮復旧 発生土運搬 0.70 0.70 0.70 m3 0.70 × 1.00 × m3 1.00 1.00 1.00 舗装仮復旧 0.00 m2 仮復旧厚t= 仮復旧厚t= 0.00 m2 cm cm 試掘工③ 試掘工® 種 種 1.00 m 1.00 m W= 1.00 m W= 1.00 m H= 0.70 m 数量 単位 H= 0.70 m 数量単位 0.00 m 0.00 m 舗装版掘削積込 0.00 m2 舗装版掘削積 0.00 m2 As殼処分 機械掘削 As殼処分 機械掘削 人力掘削 0.00 m3 0.00 m3 1.00 1.00 0.40 0.40 1.00 1.00 0.40 0.40 m3 × m3 1.00 1.00 0.30 0.30 m3 人力掘削 1.00 × 1.00 × 0.30 0.30 m3 機械埋戻(砂) 機械埋戻(砂 1.00 × 1.00 0.30 0.30 m3 1.00 X 1.00 X 0.30 0.30 m3 X 機械埋戻(砕石) 1.00 0.40 m3 機械埋戻(砕石) 1.00 1.00 0.40 × 1.00 0.40 0.40 m3 × × × 発生土運搬 舗装仮復旧 発生土運搬 舗装仮復旧 1.00 0.70 1.00 0.70 1.00 × 1.00 0.70 0.70 m3 m3 仮復旧厚t= 0.00 m2 0.00 m2 cm cm 試掘工9 試掘工④ 種 1.00 m m 1.00 m W= W= m 0.70 m 数量 単位 数量 単位 H= H= 舗装切断 0.00 舗装切断 m m 舗装版掘削積込 0.00 舗装版掘削積込 m2 m2 As殼処分 0.00 As殼処分 m3 m3 機械掘削 人力掘削 機械掘削 1.00 1.00 0.40 0.40 m3 m3 1.00 1.00 0.30 人力掘削 0.30 m3 m3 機械埋戻(砂) 機械埋戻(砂) 1.00 1.00 0.30 0.30 m3 m3 機械埋戻(砕石) 1.00 1.00 0.40 0.40 機械埋戻(砕石) m3 m3 発生土運搬 発生土運搬 1.00 × 1.00 0.70 0.70 m3 m3 仮復旧厚t= 舗装仮復旧 cm 0.00 m2 舗装仮復旧 仮復旧厚t= cm m2 試掘工⑤ 試掘工⑩ 種 種 1.00 m m W= 1.00 m W= m 0.70 m 数量 単位 数量 H= H 単位 舗装切断 0.00 舗装切断 m m 舗装版掘削積込 As殼処分 舗装版掘削積込 0.00 m2 m2 As殼処分 0.00 m3 m3 機械掘削 人力掘削 0.40 機械掘削 1.00 1.00 0.40 m3 m3 人力掘削 機械埋戻(砂) 1.00 0.30 1.00 0.30 m3 m3 機械埋戻(砂) 1.00 1.00 0.30 0.30 m3 m3 機械埋戻(砕石)発生土運搬 機械埋戻(砕石) 1.00 1.00 0.40 0.40 m3 m3 発生土運搬 1.00 0.70 0.70 生土運搬 1.00 m3 m3 舗装仮復旧 仮復旧厚t= 0.00 m2 舗装仮復旧 仮復旧厚t= cm cm <u>集計</u> 工 種 舗装切断 舗装版掘削積込 試掘工① 試掘工② 試掘工③ 試掘工④ 試掘工⑤ 試掘工⑥ 試掘工⑦ 試掘工⑧ 単位 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 m 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 m2 As殼処分 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 m3 0.40 0.40 0.40 0.40 0.40 3.20 機械掘削 0.40 0.40 0.40 m3 人力掘削 機械埋戻(砂) 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 2.40 m3 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 0.30 2.40 m3 機械埋戻(砕石) 0.40 0.40 0.40 0.40 0.40 0.40 0.40 0.40 3.20 m3 発生土運搬 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 0.70 5.60 m3 0.00 m2 舗装仮復旧 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
仕様関係	☑≒通の仕様	☑ 津市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。
		☑ 三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月版)を適用 ☑ 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。
		「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約約款、設計図書及び 続き等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。
		津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)(一部改正:令和6年9月マホー(本)
	□公園工事の仕様	□ コントトロールでは、フェノル(来) □ 津市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及び三重県公共工事共通仕様 書(令和6年7月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書(令和6年5月)に準ずるこ と。
		口 津市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及び三重県公共工事共通仕様  書(令和6年7月)に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準(令和6年5月)に準ずること。
	口からあ(	<ul><li>□ その每 (</li></ul>
工程関係	Z 別途工事との工程調整が必要あり (四)シェキケー クェッケー 加回光のの	資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設株出土に正の調整 □ 4 0 11 (打14.6.2) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	(別述上事名:予和8年吳一敕国道908万 (下太郎生1工区) 道路改良工事)	■ 加工順件の調整 ■ たの向(夹約夜遊やから、工柱調整を付りこと) □ 別途協議 )
	☑ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	☑ 制限する工種名(全工種) 施工時期及び施工時間(別途協議)
		- 施士ンは、四十つに対して、「は、予節に重直なこに来す」に来て行う闘巫ション 工種 ( ) について、施工日の即日開放を原則とする。
		事、といっと、
	工類	越手続きが完了後、( 年 日) までに変更します。
	□ 他機関との協議が未完了	な機関名 (
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	占用物件名( □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他(
	☑ 支障物件の移設	施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。
	Z   地下埋設物等の損害	に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直 とともに、周辺住民に対して適切な処置を講じること。
	☑ 官公庁への手続き等	☑路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。
	☑ 通学路確認	☑ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校との協議結果を監督員に報告すること。
	□ 部分使用	□ 部分使用箇所 ( ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )
	□ 部分引渡し	□ 部分引渡し指定部分 ( □ 部分引渡し時期 (
	□ その他(	口 その他(

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

明示項目	明示事項	条件及び内容
用地関係		□ 未処理箇所 ( □ 別添図等
	□  仮設ヤードの有無	仮設ヤード(□ 官有地 仮設ヤード使用期間( 仮設ヤードからの運搬距 使用条件・復旧方法(
	口 その色(	ロトの名(
公害対策関係		C   制限項目 ( □ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん   C   排出ガス □ その他 ( ) □ 加途協議 ) □ 施工方法等 ( □ 指定工法名 ( ) □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 加工時期 ( ) □ 加工時期 (
	<b>G</b> 事業損失防止に関する調査あり	☑ 調査項目 ( □ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前調査 □ 近接家屋の事後調査 □ 地盤沈下測定 □ 地下水位等の測定   ☑ その他 ( 試掘工 ) □ 別途協議 ) □ 調査方法 ( □ 別途資料 □ こその他 ( ) □ 別途協議 ) □ 家屋調査は、主任技術者(監理技術者)の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者 (補助者を除く)は、調査対象物件に応じた建築土法第2条に規定する建築はの資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。
		□ ウェルポイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸 の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。
	□ その他( )	一 その他(
安全対策関係	☑ 近接施設等に対する制限	既存施設あり  ・近接公共施設 (
	☑ 現場での安全確保(自主施工の原則)	工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において .明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更 .た後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施するこ
	☑ 事故速報の提出	5とともに、事故の概要を所定の書面により
	囚   掘削(床掘り)	
	☑️作業後の現場確認	囚  工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分なすり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、  危険な箇所は即日補修を行うものとする。
	<ul><li>□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</li></ul>	□ 安全防護施設等の配置 ( □ 別添図等  □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 保安要員の配置 ( □ 別添図等  □ その他 ( ) □ 別途協議 )

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

条件及び内容	交通安全施設等の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )  文通誘導警備員の配置 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 )  □ 指定路線 □ 指定路線以外  交通誘導警備員の配置人員数  □ 概算人数による算出  「 概算人数による算出  「 改通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。		安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟  知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、  KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
明示項目 明 示 事 項	安全対策関係 口 交通安全施設等の指定あり 口 (交通安全施設等の指定あり) 口 (交通安全施設等の指定あり) 口 (支通安全施設等の指定あり) 口 (支通安全施設等の指定あり) 口 (支通安全施設等の (対策) (対策) (対策) (対策) (対策) (対策) (対策) (対策)		安全巡視等

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

明示項目	明示事項	条件及び内容
安全対策関係	☑ 災害防止協議会(安全衛生協議会)の設置	☑ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料(実施状況写真があることが望ましい)を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	囚 新規入場者教育	☑ 新規入場者教育等(交通誘導警備員を含む)は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土, 産業廃棄物関係	□ 建設発生土受入地の指定あり	□ 受入地の条件( □ 別途図面   □ 運搬距離(L = km)
	☑ 建設発生土受入地未定	別途協議する。( - G 暫定運搬距離L= 4 km、 - G その他(復項のとおり処理するものとし、公有地となった場合は津市河芸町上野後
	□ 産業廃棄物の処理条件あり	産業廃棄物の種類 ( □ コン塊 □ ア   産業廃棄物の処分地 ( □ 再生処分場 ( □ 再生処分場 ( □ 上きの他 ( □ 上きの他 ( □ 上きの理由により処分先や運搬距離を明示 の分場の受入条件 (
		<ul> <li>□ 舗装切断時の排水処理</li> <li>アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水(泥水)を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理要(マニフェスト)について、監督員に提示しなければならない。</li> </ul>
	2 再生資源利用計画	□ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 □ 受注者は、コンクリート、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事理場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	2 再生資源利用促進計画	□ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から機出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。い。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	2 産業廃棄物税	☑本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
	四 産業廃棄物処理	□ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書(写し)及び収集運搬業・処分業の許可証(写し)を監督員に提出すること。
		□ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
	□ その他(	
工事用道路関係	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり □ 仮設道路の設置条件あり	経路及び使用期間の制限内容 (
		□ 用地及び構造 (□ 別添凶等 □ その他( ) □ 別途協議 ) □ 安全施設 (□ 別添図等 □ その他( ) □ 別途協議 )
	□ その他( )	□ その他( ) )

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

No.5

四四	B	1:	4 H H が か
K	77	+	ф 2 3 X E K
插工条件	<b>以</b> 括 日		25   津市工事請負契約約款、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)に明示されていない事項で   あっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。
			区 工事期間中(養生期間中を含む)の工事箇所に隣接する乗入れについて、所有者(使用者)と施工前に協議し、施工時間の調整を行い、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。
			□ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨機の措置を講じること。
			☑ 受注者は、工事箇所に官民若しくは民民の境界を示すもの(杭、鉱、プレート等)が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。 また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。
			参照)に準拠すること。
	<b>Z</b>  環境対策		現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び人家にと。万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。
			字排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水(土粒子を多量に含むもの)は、沈砂または濾 放流すること。また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責にお
	□ 支援技術者		□ (1) 本工事の現場における現場技術業務を(公財)三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制 点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類(施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図 画等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員 一二等)の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員
			ではなく、指示、承諾、協議、検査の適合の判定等を行う権限は有しない。  2] 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみな 
			り。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者については、監督員からその氏名を通知する。
	☑ 電子メールを活用した情報共有	た情報共有	方法に
	☑ デジタル工事写真の電子小黒板の使用	電子小黒板の使用	
	□ I C T 活用工事		(七工) 特記仕様書 [施工者希望型] 」令和6年7月を適用(三重県即「三重県の公共事業情報」を参照) (土工 1,000m3未満) 特記仕様書 [施工者希望型] 」令和6年7月を適用(三重県即「三重県の公共事業情報」 (1 出出 コン・ルコン・ルコード・サン・パコート メイロコート・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
			】」 〒和6年1月 27 今和6年7月 を適用
			「I CT活用工事(法面工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県IIIP「三重県の公共事業情報」を参
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			(三重県III 「三重県の公共事業情報」を参照)
			「ILCT活用工事(擁壁工)特記仕様書【施工者希望型】」令和6年7月を適用(三重県HP「三重県の公共事業情報」 「エステバロエオノ井海エンはお孔送事【地工者を増型】」 ヘエッケニョン 法田ノーチョル 「一手ョのシュオン特担」
			ローコレコ活用工事(基礎工)特記在稼書【施工者布室空】」守和6年7月を週用(三里界HF「三里界の公式手業消報」を参照)   ローコーロー 日日発用工事(権浩物工(権闘・権台))特記仕様書【施工者希望型】」合和6年7月を適用(言重県PFご重場の公共事業権勢」を参照)
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	☑ 週休2日モデル工事		策書(土木工事編(水道))(受注者希望型)」を適用
			(津市III   上下水道管理課からのお知らせ (工事・コンサ 
			ロード記仕稼書(土木工事編(水道))(発圧者指に型)」を適用   (津市田「上下水道管理課からのお知らせ(工事・コンサル)、週休2日モデル工事の試行について」を参照)

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

明示項目	明示事項	条件及び内容
施工条件	☑ 熟中症対策	区 「熱中症対策に資する現場管理費の補正に関する特記仕様書(三重県)に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後においては、実施状況について写真を添付して報告すること。
	□公園内工事	公園利用者の安全確保につとめ、工事箇所に工事関係者以外が立ち入ることのないよう、注意して施工するものとする。
	口 災害復旧	格として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。 場合は、速やかに監督員に報告すること。
		本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関 ある。
	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	保管場所(
	□ 現場発生品あり	□ 品名 ( ) 数量 ( ) 保管場所 ( ) 本土 その他 ( )
	□ 支給品あり	品名( ) 数量( ) 引渡場所( ) )    時期(令和 年 月 日) その他( ) )
	2 砂基礎材料	砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率0~20%以下とする。
		掘削土 (現場発生 発生土) が埋戻し材
		】掘削土(現場発生土)は、 発生土)が流用土に適してい
	□ 盛土材等工事間流用あり	運搬方法 (
		( 一別称凶等 一別途協議 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	☑ 現場パトロール	区共工事の品質確保の促進を図る目的として、準市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場バトロールを実施することがある。
工事支障	□ 工事支障物件あり	支障物件名 ( □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道
年		□移設時期 ( □ 令和 年 月 頃 □ 別途協議) □ nt 離 /
	日かの街	1 2 7 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
監督の区分	2 一般監督	₽¥m
	(ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。)	<ul><li>□ 全ての工種に適用する。</li><li>□ 対象工種(</li></ul>
	□ 重点監督	※これ以外は、一般監督とする。
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	使用期間及び借地条件
		□ 転用あり ( 回) 回) ロ コーギョネッ ( コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・
		コギビのシ、コートの名(
	口   水替工(締切排水工)	□ 施工条件の指定なし □ 権工条件の指定なり
		概算延べ水替日数: 日② 受注者は、工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 工事着手前に計画工程表等(対象工種、期間等)を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。 工事着手後、計画を変更する必要が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。 なお、水替日数の算出は、県が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により県の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。
		③ 水替工(締切排水工)完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

No.7

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
仮設備関係	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 ( □ 別添図等 □ その他 ( ) □ 別途協議 ) □ 加立方法 ( )
	□ その他(	□ その他(
再生材使用関係	☑ 再生材使用の指定あり	再生材の種類( 🛚 1 再生 V sコン 🗖 再生路盤材 🗷 再生クラッシャー・ 再生材が使用出来ない場合の措置( 🗀 新材に変更 🗖 その他(
	□ 六価クロム溶出試験あり (環境告示第46号溶出試験) Z 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく	〇   再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) 〇   三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議するこ
	認定製品の使用について	と。(認定製品の品名: □ 廃土材 □ 苗原 □ 材 □ サンドクッション材
		(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 )
	□ その他( )	その他(
コリンズ 作成・登録	☑ コリンズ(CORINS)の作成・登録	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ(CORINS)の作成・登録を行うこと。
建設発生土情報交 換システム	☑ 建設副産物情報交換システム ☑ 建設発生+信報が施システム	☑ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 図 三
提出書類	<b>Z</b> 工事完成報告書	工事完成報告書の提出部数 定められたものとする。
	🗹 完成写真	□ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上段・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。(提出部数 2部 用紙サイズ:A4)
	☑ 施工計画書(作業主任者)	☑ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。
	2 施工体制台帳	☑ 工事を施工するために下請契約(一次下請負人となる警備業者との契約含む)を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
		☑ 工事の一部分において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者 (再下請負業者を含む)との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者を作業責任者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができる。
	27 工事使用材料	☑ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書(令和6年7月)に示す規格に適合したものとする。また、使用する材料の品質証明の資料確認(提示及び提出)は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。
	局 最終変更設計図面・竣工図面	☑ 延長、使用材料、舗装復旧面積等に変更が生じた場合は、監督員の指定する方法で当初図面の修正を行い、指定する日時までに提出すること。また、監督員の確認を受けた後、以下のデータをCD-RまたはDVD-R(メディア本体に工事名、工期及び請負業者名を記入)に格納し、提出すること。
		・ 工事位置区 (DNF) ※設計書添付のもの         ・ 竣工図 (DNF) ※舗装展開図は不要         ・ 絵木切替調書 (PDF)
		・バルブ・消火栓オフセット図(PDF) ・バルブ・消火栓オフセット図(PDF) ・マーカーオフセット図(PDF)
	□ その他(	

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

明示項目	明,事項	条件及び内容
電子 納 品	□ 工事完成図書 (工事写真含む) ☑ 電子納品対象外	<ul><li>□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。</li><li>また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。</li><li>電子媒体の提出部数は、(□2部□( )部)とする。</li><li>□ 三重県CALS電子納品運用マニュアル(令和 6年 7月改訂)を適用</li></ul>
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり         □ 提出書類あり         □ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認         □ 2-04 (	□ 設計条件( )     工法区分( )     材料種類( )     施工範囲( )       □ 削孔数量( )     注入量( )     その他( )       □ 工法関係( )     材料関係( )     )
社会保険等未加入 対策	<b>」以</b>	ローでので、、   12
法定福利費の負担	1 🔽 法定福利費を明記した標準見積書の活用	☑ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 ②こと。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。 (津市HP「仕事・産業ー入札・契約ー工事・建設コンサルタント関係ー調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照)
配慮依賴事項	<ul><li>☑ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用</li><li>☑ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の伸用</li></ul>	<ul> <li>☑ 下請契約又は再委託 (一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮すること。</li> <li>☑ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。</li> </ul>
	<ul><li>☑ 建設機械、機器等の借入れ</li><li>☑ 使用人等において市民の活用</li></ul>	<ul><li>区 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮すること。</li><li>区 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。</li></ul>
特例監理技術者の 設置	-	□ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定(監理技術者(特例監理技術者)の配置)を適用する。なお、配置を行う場合は、 追加特記仕様書[特定管理技術者等の配置]に示す要件を全て満たさなければならない。(三重県IP「三重県の公共事業情報」参照)
時間外労働の上限 規制の適用	□   時間外労働の上限規制の適用	□ 本工事は、労働基準法第139 条第1項「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事である。
華市公契約条例 (注)上記受	<ul><li>☑ 津市公契約条例に関する特記</li><li>☑ 津市公契約条例に関する特記</li><li>※ ・</li></ul>	る公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要 注者の責務 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約 立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約 受注者等は、分割をは、大力に基づいた適正な契約を行わなければならない。 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 契約の解除等 等は、受注者等は、公契約に関する施策に協力しなければならない。。 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の関答をしたとき。 条例第8条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の回答をしたとき。 1から30に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 特定公契約にあっては、別紙管約事項に違反したとき。 る事となるので明示する。
	HERVERXのまな、イエスのコエン・エコスWARS、T-ACT コイン、MAND ACT HIT 事項に必要が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、別余協議とは、設計・現場説明又は作業打合セ等により協議するものとする。	におされて、ラナニなもの、パイナーで、 およったは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 のとする。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

明示項目	明 示 事 項	条件及び内容
津市公契約条例	27 労働環境の確保に係る誓約事項	□ 津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。
暴力団等の不当介 入の排除等	2 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記	<ul> <li>3 締結する契約等から暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者法人等(以下「暴力団等」という。)の不当加入を排除し、契約等の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。</li> <li>1 受注者の義務</li> <li>(1) 契約の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</li> <li>(2) 暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</li> <li>(3) 暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</li> <li>(4) 本市と締結した契約等の履行に当たり、受益者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに発生者に文書にて報告するととに所管の警察署に通報し投査上必要な協力を行うこと。</li> <li>(5) 捜査上必要な協力を行ったときは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(6) 複査上必要な協力を行ったときはは、速やかに発注者に文書にてその内容を報告すること。</li> <li>(7) 大札参加資格者等及び受注者等に対する措置</li> <li>(8) 支法者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等が必要となったときは、発注者に契約金の延長を求めることができる。</li> <li>(9) 上記1受注者等に対し、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(2) 上記1受注者の義務に違反した受注者等に対しても、指名停止措置を講ずるものとする。</li> <li>(3) 契約等の解除</li> <li>(4) 暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</li> </ul>
建設業込職金共済 制度に係る事務手 続き 事務手	図 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについて	□ 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 1 建設業退職金共済制度に係る事務手続きについては下記のとおりとする。 2 契約締結時のとの加入 2 契約締結時の提出書類 2 契約締結時の提出書類 2 契約締結時の提出書類 2 契約締結時の提出書類 2 更約締結時の提出書類 2 正事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を 1 正事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を 1 正事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、電子申請再用サイトで発行される掛金収納書(電子申請方式によりについて、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入方式)について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入者力は、について、調達契約課の確認を受けた後、工事担当課へ提出すること。自社で退職金制度がある等の理由により、証紙を購入者力は、場合は「建設工事における労働者の制度加入率の把握に努め、「考え方」1~4によるものとし、当該労働者の制度加入率の把握に努めの1.7以上を目途とすること。 3 共済証紙等の管理 購入した共済証紙等の管理 購入した共済証紙をの管理 購入した共済証紙については、「工事別共済証紙受払簿」を作成し購入枚数や交付枚数の管理に努めること。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証紙の交付等を行うこと。

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。 (洪

条件及以内容	5 工事完成後の提示書類 工事完成後、速やかに掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認し、「掛金充当実績総括表」を作成し、監督員 に提示すること。また、事務手続きの履行状況を確認するため,必要に応じて「工事別共済証紙受払簿」又はその他関連書類の提 示を求める場合がある。 6 建設キャリアアップシステムの活用 6 建設キャリアアップシステム(以下 CCUS という。)に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴 が蓄積可能な環境整備に努めること。また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者 の就労状況報告との間で齟齬が生じないように留意すること。	2 本上事の地元調整については下記のとおり行うものとする。  1 種情 工事の地元調整については下記のとおり行うものとする。  2 本
明示事項		建市工事請負の地元調整に関する特記仕様書
明示項目	建設業退職金共済 制度に係る事務手 続き 続き	神 出事 地元 地震 地震 地震 地震 地震 地震 地震

上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(洪)

	第23 負 及	
	現頃。 下 解 謂 第 謂 第	
	1 1 1 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	18条30年1	
	年びもと が 下 でんりょう	
	1 8 及 う る 力	
	成所を告者	
	(す通へ 発子の業業 注	
	現代 挙 が 別定に等 、	
	学に	
	務させの 、分項ン部 受	
	事策民(同 は	
徠	津回連部 場 いい	
	等長放担 け らし、三当 た な	
	大司力を なば 長次迫注。受 な	
$\mathbb{K}$	部る暴らす等れ	
	別定及者の行 なのすひかと為 け	
3	能に禁える東 10 現署注も求 か	
	当項警をせ当て音が多字を思えまま	
及	注の轄事を、 碌埋2の実さ不 し	
7	発号所の報に 記	
	<ul> <li>5 不当要求行為等</li> <li>(1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等(津市事務分掌規則(平成18年1月1日規則第6号)第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。)に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。</li> <li>(2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</li> <li>(3) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。</li> <li>(3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。</li> </ul>	
#	速同と合々行とたて条条もは一しす事	$\widehat{\omega}$
	は見るとというな	1)
₩	合次すけ民者うをに手ろただまるたけまるたせるます	基準高管理するこ
	たる親を重発を求場部告受県注行等	<b>哲</b>
	がすに等三、報要	恒
	を規。行迫いに不受法)満がて通当	料
	為亨い要康となは築にう求力お丁、	
	行るを当び難ン等がよる。	P
	要項参が署元民負求第事不及誰セ人	0
	等 下第四人 鋒 の重下等 当1当等 察地 県請	니 Inc
	球行為等者は、不当者は、不計算人を第1不計算人を第1所計分担当例下請負人等時の階級をでよる担当者による対策の階級を開放にまる対策を表して、10世級に重勝級で下部	( <b>管</b> 布設高については、
	で 者第定下所者追者 水 付 4 す 詳 軽 に	篇
	当安守とと蜂安康安団注入規、に注力注	
	(1) 受地機(1) 受力機(1) 受力(1) 受力(1) 受力(1) 受力(1) (2) 受争(2) 受争(2) 受争(3) 受争(3) 受力(3) 受力(4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	ん ら 寄
	(c)	<b>Z</b>
		LX
鬥		
<del>    -</del>		G
115		ν C
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
田		<del>厉</del>
		<del>以</del> <del>1</del>
		7)
		その他(出来形管理について
		γ·
<u> </u>		<u>Z</u>
ш	津市工事請負の地元調整地元調整	
严		型
长	世 記 記	ん ら 寄
明	# 七 考	
H	<b>炒</b>	

## 工事仕様書

本工事の仕様書は、三重県公共工事共通仕様書、水道工事標準仕様書(公益社団法人日本水道協会)、国土交通省道路工事占用工事共通仕様書、及び水道工事施工管理基準(津市上下水道事業局)に基づき施工するものとするが、特記仕様書がある場合はそれを優先する。

また、施工前、施工過程を問わず疑義等が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

### 【講習会等修了者の配置に関する事項】

受注者は工事期間中において、配管作業を安全かつ確実に施工するため、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者(以下「配管接合技能指導員」という。)を現場に配置すること。

配管接合技能指導員は、以下の業務を行うものとする。

- 1 継手接合に従事する者の技術上の指導。
- 2 継手接合に係るチェックシートの必要事項の確認。
- 3 監督員が現場立会等を求めた時は、その指示に従うこと。
- [上下水道事業局が指定する講習会等]
  - 1 口径500㎜以上の配水管布設工事
  - (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管
  - (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径500mm以上)
  - 2 口径450㎜以下の配水管布設工事
  - (1)公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会(小口径管)又は配水管工技能講習会 I
  - (2)一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)
- 3 ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある配水管布設工事は、1及び2の講習会等を修了した者を配置すること。

## 特記仕様書

### 【水道工事一般事項】

1 早期契約及び着手

本工事実施にあたっては、落札後直ちに工事請負契約を締結して、関係機関の許可等を得た後に、監督員と協議を行うと共に工事の目的を理解し、工程計画を検討して、速やかに工事に着手しなければならない。

2 支給材料の受領

支給材料の受領については、事前に監督員と打合せを行い受領する材料を所定の受領書に記載の上、監督員に提出するものとし、事務手続きを待って、材料の受領を行うものとする。(監督員は、受領書により庫出伝票の発行をする。)

3 路面復旧工事の実施

路面復旧の実施にあたっては、三重県公共工事共通仕様書、アスファルト舗装要綱、及び道路占用許可条件等を遵守し施工するものとし、施工管理記録、品質管理記録等は工事完成後、関係書類として提出するものとする。

4 不断水穿孔工

取出し口径75mm以上の不断水穿孔工については、津市上下水道事業局が指定する業者(大成機工株式会社・コスモ工機株式会社・株式会社水研)で施工すること。

5 サドル分水栓及び不断水分水栓の穿孔工

サドル分水栓及び不断水分水栓の穿孔は、本管に水圧が掛かった状態で切粉等が管内に入らないように施工すること。なお、施工上等やむを得ず空管状態で穿孔する場合は監督員の承諾を得ること。

6 特殊押輪の接合

締付けトルクの出来形管理表(チェックリスト)の提出は、口径400mm以上とするが、他の配管においても締め過ぎ等に注意するものとする。

7 耐震管の布設

受注者は耐震管の接合作業(NS形継手等)において知識、経験の有する者が行い、その都度必要事項をチェックシートに記入し、配管接合技能指導員が確認した上で提出するものとする。

8 鋳鉄管の接合

配管作業に従事する配管工は、豊富な実務経験と知識を有するものとする。

9 石綿管の撤去及び処分

石綿管の撤去及び処分については、石綿障害予防規則及び関係法令に基づき行うこと。

10 明示シール及び明示鋲の設置について

給水切替及び給水連絡箇所について、明示シール又は明示鋲を官民境界付近の官地側に設置すること。設置箇所は原則、官民境界に設けられている側溝及び縁石等とするが、設置が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、明示シール及び明示鋲は発注者より材料を支給する。

11 マーカーの設置について

マーカー設置箇所について、図面の設置位置を基本(本管直線部は40m毎、及び本管変化点部に設置する。)とし、他の占用物等で図面通り配管できない場合は、監督員との協議によるものとする。

受注者は、材料検収時にマーカーの動作確認を、段階確認としてマーカー反応検査を竣工時までに監督員の確認を受けること。

なお、竣工図書として、本管埋設位置確認図(本管オフセット図)に設置位置及び数量を明示すること。

12 管基礎用砂(埋戻し用砂)の材料について

特記仕様書(施工条件明示一覧表)に記載の品質を証明する資料を提出すること。

13 仕様の指定について

各材料の仕様について、仕様指定一覧表のとおり指定するものとする。

### 【工事の立会いに関する事項】

受注者は以下の事項に関し、監督員の立会いを求めること。

1 現場説明

工事に先立ち、当該工事設計図書、配管図により工事実施の目的と工事現場周辺の配管状況、 直近の弁開閉状況、上水の流向等、及び工事に必要な情報を確認するため監督員に立会いを求めること。

2 既設配水管との連絡(接続)工事

連絡工事を実施する場合、工事箇所付近の配管、直近の弁の開閉状況の確認を行うため監督員の立会いを求めること。また、監督員が求めた場合、安全作業手順書を提出すること。

3 既設配水管の栓(蓋)の取り外し

栓の取り外し作業については、現場付近の配管状況を十分調査し、当該作業開始までに事前に配水 管の圧力及び残水の状態を確認するため監督員の立会いを求めること。なお、既設配水管内に正圧の 存在や残水を確認した場合は監督員と請負事業者双方で作業方法等について協議を行い、受注者に おいて、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会発行の接合要領書に基づき安全作業手順書を作成し これに基づき作業を行うこと。

4 不明管の撤去、切断

作業中に不明管を発見した場合は、速やかに監督員に報告し立会いを求め、その指示に従うこと。

5 不断水穿孔

穿孔は、既設管に割T字管及び必要な仕切弁を基礎上に受け台を設けて設置し、所定の水圧試験を行い漏水のないことを確認するため監督員の立会を求めること。

6 立会いの実施方法

立会いの実施にあたっては、津市建設工事執行に関する要綱に記載されている第6号様式「工事打合簿」により行うこと。

ただし、不明管の確認、処理事項については、処理後、工事打合簿により報告するものとする。

### 【講習会等修了者の配置に関する事項】

受注者は配水管布設工事中において、水道配水用ポリエチレン管の配管作業を安全かつ確実に施工するため、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者(以下「配管接合技能指導員」という。)を現場に配置すること。

また、配管接合技能指導員選任届に講習会等修了証等の写しを添付し、監督員に提出すること。配管接合技能指導員は以下の業務を行うものとする。

- 1 水道配水用ポリエチレン管の継手接合に従事する者の技術上の指導。
- 2 EFソケット接合に係るチェックシートの必要事項の確認。
- 3 監督員が現場立会等を求めた時は、その指示に従うこと。

[上下水道事業局が指定する講習会]

- 1 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会
- 2 水道配水用ポリエチレン管製造メーカーの施工講習会
- 3 上下水道事業局が認めた講習会

### 【竣工図書に関する事項】

受注者は、竣工図書として本管埋設位置確認図(バルブ・本管・消火栓・空気弁オフセット図)を作成すること。また、管理箇所及び作成方法について監督員と協議を行い、承認を受けること。

なお、作成した図書及び工事写真帳を、水道工事施工管理基準に基づく他の竣工図書と併せ、電子データ(工事写真帳はPDF)で提出するものとする。

### 仕様指定一覧表

上7年1月7年 見45	
品 名	仕様
ポリエチレン管継手	ワンタッチ方式(分解可)
スリースバルブ (ゲート)	丸ハンドル
砲金製 仕切弁	丸ハンドル
ソフトシール弁	右開き
甲止水栓	逆流防止機能型
直結止水栓(Tハンドル離脱式)	逆流防止機能型・T型ハンドル共
埋設標識シート	ダブル折り・幅150mm
インサートコア	銅製・サドル付き分水栓と同メーカー
不断水丁字管分水栓	内ネジ式(本管×Φ50)
不断水T字管	全周パッキン
不断水仕切弁	全周パッキン
管明示テープ	年号入り・幅50mm・厚さ0.15mm以上

### 設計図書等の単位及び記号

本工事の設計図書は、下記の項目について統一するため、十分理解し完成図書等においても統一を図ること。

### (単位の統一)

- 1 材料規格は、すべてmm単位とする。
- 2 距離、延長は、すべてm単位とする。
- 3 断面等の寸法は、すべてmm単位とする。
- 4 口径は、 $\phi$ で表す。(数字の前へ記入)

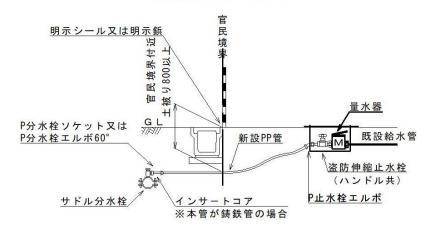
### (記号の統一)

名 称	GX形	N S 形	K 形
ダクタイル鋳鉄管	•	- □	<u> </u>
受 口	<b>*</b>	₩	<b>—</b> ©—
甲切管	—— <del>ф</del>	#	<b>—</b> ©
乙 切 管			
三 受 十 字 管	<b>⊕ ↓ ↓</b>	<b>₩</b>	<del></del>
二受丁字管	<b>⊕</b> <del>†</del> <del>†</del> <del>†</del>	#######################################	
継ぎ輪	<b>\$</b>	#===	炎
フランジ形	RF   GF	RF GF	RF RF
曲管	***	*	
フランジ付き丁字管	<b>⊕</b>	<del>↓</del>	_ <u>T</u> _@
受挿し片落管	•	*	<b>₹</b>
挿し受片落管		#	
短 管 1 号	#	$\;$	<b>⊢</b> ¢
短 管 2 号	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>
栓		4	<u></u>
特殊付属品			<u></u>

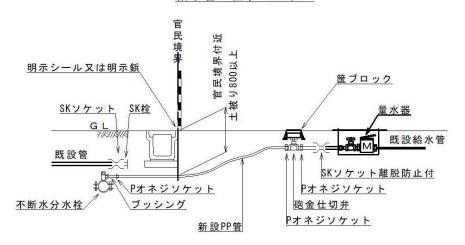
名 称	
地下式消火栓	H
特殊継手	
ソフトシール弁	$\boxtimes$
バタフライ弁	
不断水仕切弁	<del></del>
不断水丁字管	
補修弁	$\overline{\mathbb{Z}}$

### 給水切替工標準図

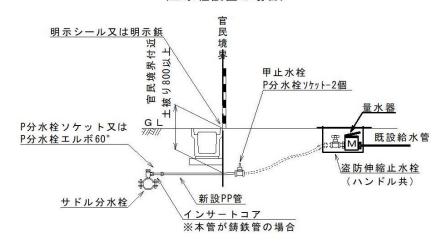
### 給水管口径φ25mm以下



### 給水管口径 Ø 30mm以上

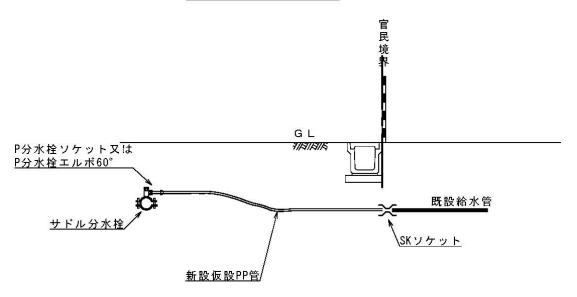


### <u>給水管口径φ25mm以下</u> (止水栓設置の場合)

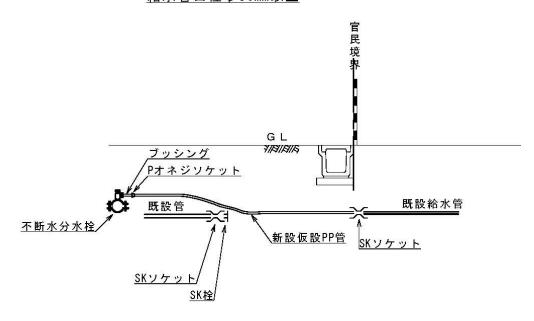


# 仮設給水切替工標準図

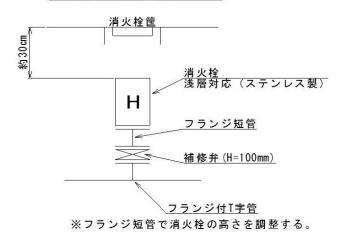
### 給水管口径φ25mm以下



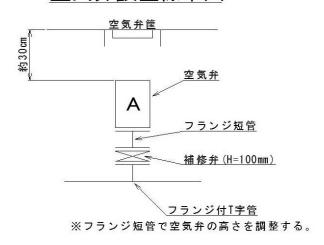
### 給水管口径 ø 30mm以上



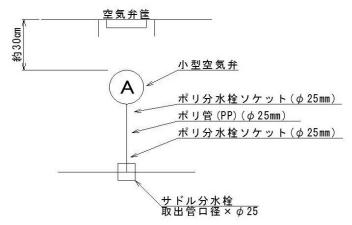
## 消火栓設置標準図



## 空気弁設置標準図

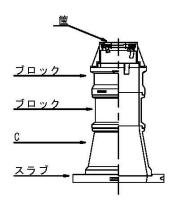


# 小型空気弁設置標準図

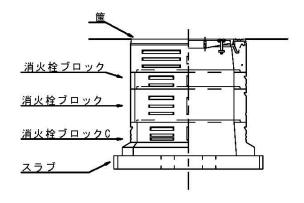


- ※ポリ管(PP)で空気弁の高さを調整する。
- ※小型空気弁が傾かないよう、小型空気弁下部まで砂で埋戻しを行う。

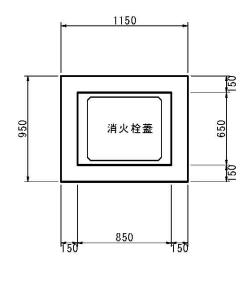
# ソフトシール弁・砲金仕切弁・スリースバルブ 筐標準図



## 消火栓筐標準図



消火栓設置部において、以下の路面標示を施工。



橙 実線 W=0.15m

## 筺ブロック設置基準

### ソフトシール弁 (本設 φ75~150mm)

土被り	0.6	0. 7	0.8	0. 9	1.0	1.1	1. 2	1.3	1.4	1.5
筺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1			1	
B-20				1			1			1
B-30					1	1	1	2	2	2
C-30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### ソフトシール弁 (本設 φ200mm)

土被り	1.0	1.1	1. 2	1.3	1.4	1.5
筺	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1
B-20	1			1		
B-30		1	1	1	2	2
250-10凹	1	1	1	1	1	1
320-30	1	1	1	1	1	1
スラブ-80	1	1	1	1	1	1

### ソフトシール弁 (本設 φ250~300mm)

土被り	0.8	1.0	1.1	1. 2	1.3	1.4	1.5
筺	1	1	1	1	1	1	1
B-5	1	1	1	1	1	1	1
B-10			1			1	
B-20				1			1
B-30					1	1	1
250-10凹		1	1	1	1	1	1
320-15凹		1	1	1	1	1	1
45C	1	1	1	1	1	1	1
スラブ-100	1	1	1	1	1	1	1

### 砲金仕切弁・スリースバルブ (本設)

土被り	0.6	0. 7	0.8	0. 9	1.0	1.1	1. 2	1.3	1.4	1.5
筺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10		1			1			1		
B-20			1			1			1	
B-30				1	1	1	2	2	2	3
C-30	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### 消火栓 (本設)

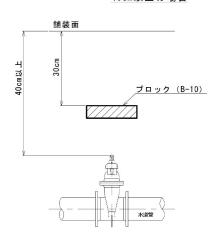
土被り	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1. 2	1.3	1.4	1.5
筺	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
B-10		1		1		1		1		1
B-20			1	1	2	2	3	3	4	4
С	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スラブ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

### 注意事項

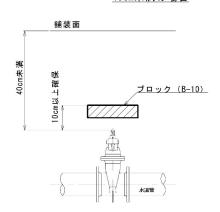
- 1: 同工事で舗装本復旧を行い、舗装天端高が変更となる場合は、上記の基準に嵩上げ等を行うこと。
- 2: 標準ブロックでの設置が困難な場合、又は安全上必要と思われる場合等は、工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得ること。
- 3: 1、2、管布設高を変更した場合、又は既設管埋設深が異なっていた場合は、変更設計時の精算対象とする
- 4: 仮設仕切弁(埋設)の場合は、原則として仕切弁筺のみ、仮設消火栓(埋設)の場合は、消火栓筺及びスラブのみ設置することとする。
- 5: 泥吐け工に使用する仕切弁筐(鉄蓋)は、「排泥弁用」を使用すること。ただし、予定線等を仮泥吐工として使用する場合は通常のものとし、設置する向きは、本管の向きとする。

### 仕切弁防護工標準図

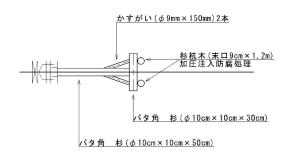
舗装面から仕切弁天端までが 40cm以上の場合



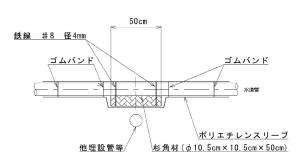
舗装面から仕切弁天端までが 40cm未満の場合



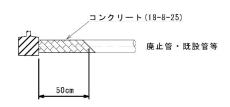
### 末端保護工標準図



### 緩衝材設置工標準図

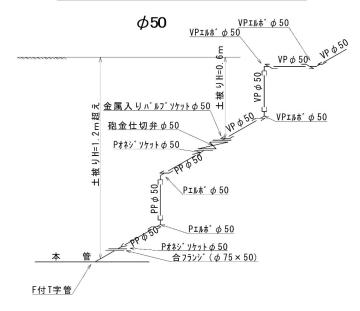


### 閉塞工標準図

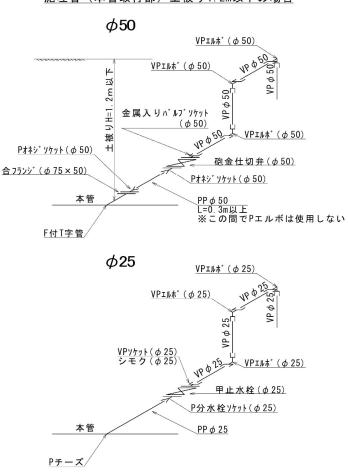


### 泥吐工標準図

泥吐管(本管取付部)土被り1.2m超えの場合



泥吐管 (本管取付部) 土被り1.2m以下の場合



## 工期算定書

工期の算定には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間
 送片付け期間
 記載
 20
 日雨休率\*
 この他作業不能日
 この日

※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 (雨休率=(休日数+天候等による作業不能日)/実働可能日数)

休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

天候等による作業不能日は、以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数